

平成十八年六月二日受領
答弁第二七五号

内閣衆質一六四第二七五号

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び六について

外務省職員が、ホテル側が外務省職員に対して設定した料金によりホテルに宿泊する場合があると承知しているが、個々のホテルに関するお尋ねについては、公にすることにより、そのホテルの競争上の地位等を害するおそれがあるため、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

五について

外務省アジア太平洋経済協力大阪会議開催準備事務局次長であつた職員が、平成八年に、御指摘のホテルの営業部国際営業課係長等と共謀の上、室料等を水増し請求して、外務省から総額四億二千二百十五万八千七百六十一円を詐取したとして、平成十三年に逮捕され、起訴された事例がある。

外務省は、平成十三年に、詐取が行われた当時の経済局長であつた外務事務次官に対し、懲戒減給処分を行った。